大気汚染防止法・鳥取県石綿健康被害防止条例　フロー図（R4.4.1）

石綿の使用の有無に関する**事前調査**【元請業者または自主施工者】
（有資格者による設計図書等の確認及び目視調査を実施。判別できない場合は、建材の分析又はみなし。＊資格者、分析機関への委託可能）

↓

事前調査結果の記録の作成、記録の保存【元請業者または自主施工者】（保存期間：解体等工事の終了日から５年間）

↓

工事発注者及び下請負人へ**事前調査結果の書面説明、書面保存**【元請業者または自主施工者】（保存期間：解体等工事の終了日から３年間）

↓

【条例】事前調査結果報告【元請業者または自主施工者】
（平成８年までに建築された耐火建築物を解体する場合、石綿の有無に関わらず吹付け石綿の有無について報告が必要）

【法】事前調査結果報告【元請業者または自主施工者】**（令和４年４月１日から）**
（一定要件以上の解体・改造・補修を行う場合、石綿の有無に関わらず報告が必要）

石綿含有材料なし	石綿成形板等あり（一定要件以下、Lv.3）	石綿成形板等あり（一定要件を超える、Lv.3）	吹付け石綿・石綿含有保温材等あり（Lv.1、2）

作業計画の作成【元請業者または自主施工者】

下請負人への作業の方法の説明【業務を他の者に請け負わせる元請業者または下請負人】

（届　出　不　要）

県届出対象特定工事実施届【工事発注者または自主施工者】＊作業開始14日前まで	**特定粉じん排出等作業実施届**【工事発注者または自主施工者】＊作業開始14日前まで

石綿含有材料等処理予定量届【施工者】＊作業開始14日前まで

届出審査【県または鳥取市】（作業計画が適切でない場合、変更を勧告、命令）

事前調査結果の掲示【元請業者または自主施工者】（掲示期間：解体等工事の開始の日から終了の日まで）

事前調査結果の現場備え付け【元請業者または自主施工者】（掲示期間：解体等工事の開始の日から終了の日まで）

作業の掲示【元請業者または自主施工者】（掲示期間：作業７日前から作業終了まで）

解体等工事

作業計画に基づく作業の実施、作業の記録・保存、個別の作業基準を遵守した石綿除去【施工者】
計画に基づく作業実施の確認、下請負人の指導【元請業者または自主施工者】

立入調査　（通報、抜打ち等）【県または鳥取市】

事前調査が適切に実施されていない場合、作業停止と再調査等を勧告、命令【県または鳥取市】

環境測定（敷地境界、集じん・排気装置の排出口等）【施工者】

作業基準が遵守されない場合、作業停止と作業改善を勧告、命令【県または鳥取市】

石綿あり

知識を有する者（石綿作業主任者等）による作業が適切に行われたことの確認【元請業者または自主施工者】

再調査
（作業停止）

作業記録の作成保存【元請業者または自主施工者】（保存期間：特定工事終了から3年間）

石綿なし

発注者への作業結果の書面報告【元請業者】（書面保存期間：特定工事終了から3年間）

作業の再開

報告不要

石綿含有廃棄物の処理状況の報告【工事施工者】
＊元請業者が発注者へ報告した作業終了報告書面の写しをあわせて提出